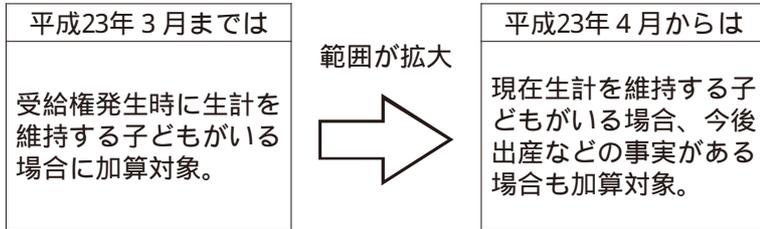


年金

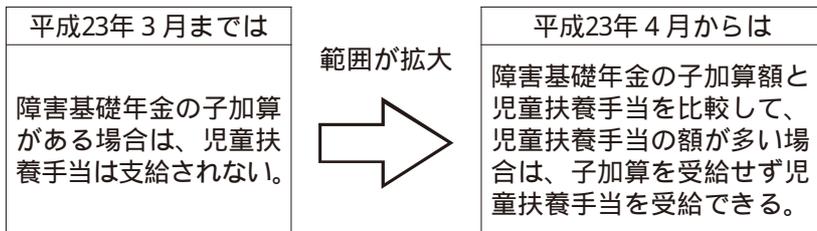
平成23年4月から「障害年金加算改善法」が施行されます

これまで障害基礎年金を受ける権利が発生した際に、受給権者によって生計を維持している子どもがいる場合で、障害等級が1級または2級に該当する方に加算を行っていましたが、平成23年4月施行の「国民年金法等の一部を改正する法律」により、障害基礎年金を受ける権利が発生した後に、生計を維持することとなった子どもがいる場合にも届出によって加算を行うこととなります。



児童扶養手当との関係について

障害基礎年金の子加算の範囲が拡大されることで、併せて障害基礎年金の子加算の運用も見直しが行われます。児童扶養手当は子どもが障害基礎年金の子加算の対象である場合は支給されませんが、平成23年4月以降は、児童扶養手当額が障害基礎年金の子加算額を上回る場合は、年金受給権者と子どもの間に生計維持関係がないものとして取り扱い、子加算の対象としないことにより児童扶養手当を受給することが可能となります。



母子、父子世帯の方など児童扶養手当と障害基礎年金の子加算で受給変更ができない方もいますので、一度確認してください。

障害年金加算改善法についての問い合わせ先 半田年金事務所 ☎(21)3159
児童扶養手当についての問い合わせ先 住民福祉課 ☎(48)1111(内226)

インターネットサービス「ねんきんネット」が始まりました

「ねんきんネットとは、年金加入者や受給者の方が、いつでもご自身の年金加入記録をインターネットで確認することができるサービスです。

国民年金や厚生年金保険などの加入状況が一覧で確認でき年金に加入されていない期間や標準報酬月額の大きな変動などの記録がわかりやすく表示されています。

「ねんきんネット」(<https://www.3idpass-net.nenkin.go.jp/neko/>)で検索してください。

ねんきんネットについての問い合わせ先 「ねんきんダイヤル」☎0570(05)1165

愛知県後期高齢者医療制度協定保養所利用助成事業

被保険者皆さんの健康の保持・増進を目的に、次の協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき1,000円を補助します(平成24年3月31日まで、全保養所合わせて4泊まで利用できます)。

利用方法

利用される方は、申し込み時に協定保養所へ「愛知県後期高齢者医療制度の被保険者」であることを伝え、宿泊当日、保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証および利用カード(初回利用時に交付)を提示してください。精算時に利用料金に対し、1,000円を助成します。

問い合わせ先 愛知県後期高齢者医療広域連合給付課
☎(052)955-1205

場所	協定保養所名	電話番号
犬山市	レイクサイド入鹿	☎0568-67-3811
桑名市	名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島	☎0594-42-3330
東浦町	あいち健康プラザ	☎0562-82-0235
田原町	シーサイド伊良湖	☎0531-35-1151
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	☎0533-68-4696
豊田市	豊田市 百年草	☎0565-62-0100